

# 3 「所得税」を知ろう

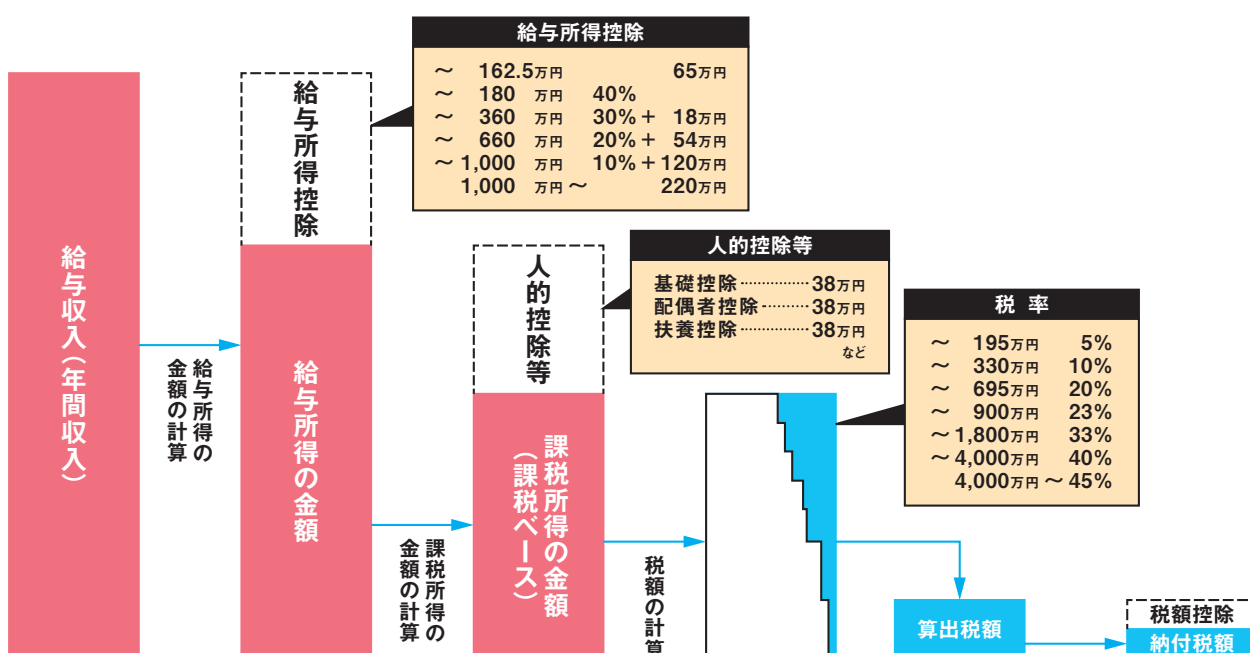
## 1 所得税について

所得税は、給料や商売の利益、あるいは土地を売って得た利益などに対して課される税金です。例えば、会社員の給与の場合、

- ① 給与収入（年間収入）から給与所得控除を差し引いて所得金額を算出した上で、
- ② 税金を納める人の税負担能力に配慮するため、所得金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除額を差し引き、
- ③ その残額に対して超過累進税率（所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組み）を適用して税額を計算します。

このように、所得税は、所得の大きさに応じた負担を求めることができ、また、家族構成などの状況に応じたきめ細かな配慮を行うことができるものとなっています。

### 給与所得者の所得税額計算のフローチャート



## 2 人的控除について

全ての方に適用される基礎控除や、世帯構成をはじめとする個人の様々な事情を踏まえた控除が設けられています。

		対 象 者
基礎的な人的控除	<b>基礎控除</b>	●本人
	<b>配偶者控除</b>	●生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者
	一般の控除対象配偶者	●年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者
	老人控除対象配偶者	●年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者
	<b>配偶者特別控除</b>	●生計を一にし、かつ、年間所得が38万円を超え76万円未満【38万円を超え123万円以下】である配偶者を有する者
	<b>扶養控除</b>	●生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者
	一般の扶養親族	●年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者
	特定扶養親族	●年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者
	老人扶養親族	●年齢が70歳以上の扶養親族を有する者
	(同居老親等加算)	●直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者
特別な人的控除	<b>障害者控除</b>	●障害者である者 ●障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
	(特別障害者控除)	●特別障害者である者 ●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者
	(同居特別障害者控除)	●特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者
	<b>寡婦控除</b>	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者
	(特別寡婦加算)	●寡婦で、扶養親族である子を有する者
	<b>寡夫控除</b>	●妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者
	<b>勤労学生控除</b>	●本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者

(注)【 】内は平成30年分以後の所得税について適用

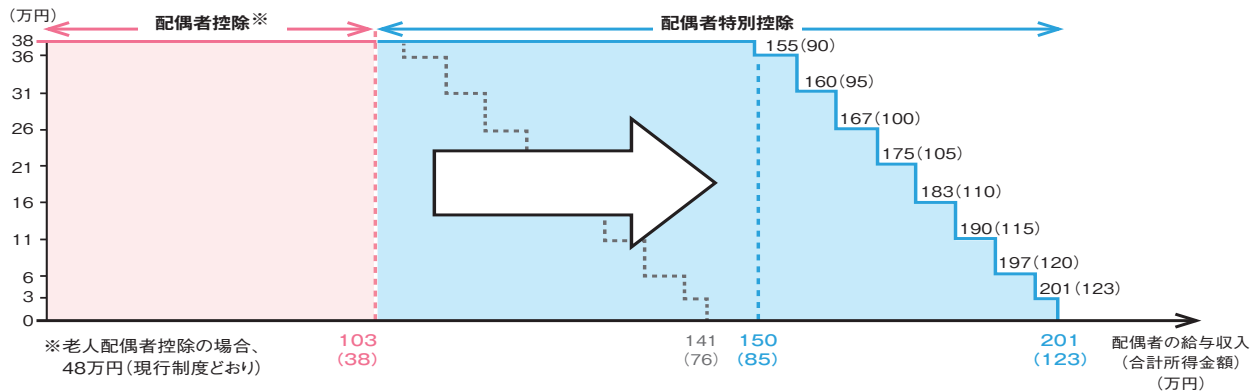
### 3 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除について見直しが行われました(平成30年分以後の所得税について適用)。

#### ① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、150万円に引き上げられました(改正前の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



#### ② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとされ、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとされました。

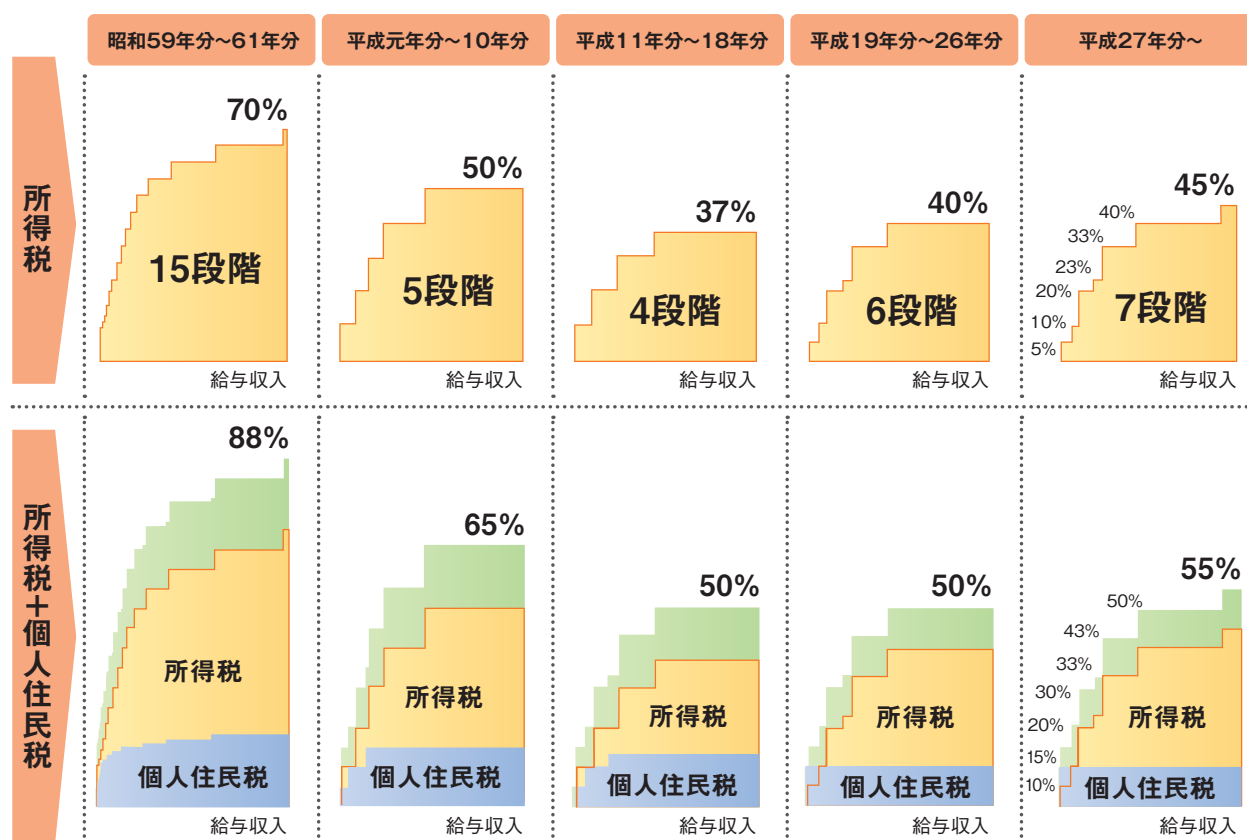
納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者の給与収入(合計所得金額) (単位: 万円)										
	配偶者控除※	配偶者特別控除									
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

## 4 所得税の負担の変化

所得税の最高税率は、かつて70%（課税所得8,000万円超の部分）でしたが、サラリーマン世帯の税負担感の軽減等を目的として、引き下げられてきました。その後、再分配機能の回復を図るため、平成27年分以後については、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が創設されました。

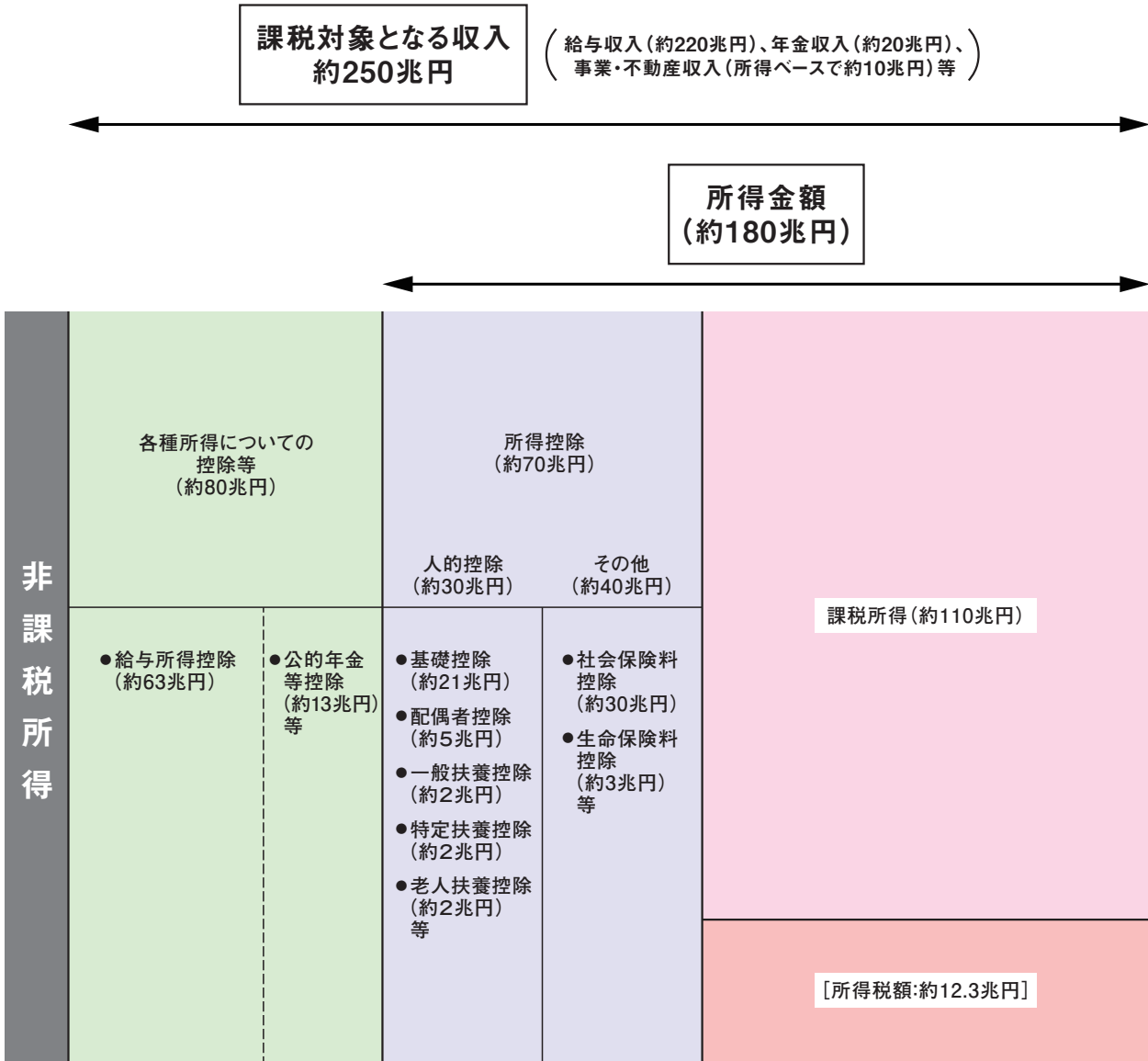
個人所得課税の税率等の推移（イメージ図）



# 5 課税対象と所得税額

現在、課税の対象となる収入は約250兆円ですが、各種控除により、課税所得は約110兆円となっています。この課税所得に対して、所得税額は約12.3兆円となっています。

## 所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ



(注1) 計数は「平成28年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ [上記の所得税額に対し、約0.3兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。]